明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（八〇）　三
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（八一）　四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八二）　四
○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（八三）　四
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（八四）　五

〔政　令〕
○地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（三五三）　五
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（三五四）　五

〔省　令〕
○地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（総務九二）　五

〔規　則〕
○人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則（人事院一―三四―九）　五
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―八二）　五
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一四九）　五
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―二七）　五
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―四六）　六
○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（同九―五四―七）　六
○人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則（同九―八〇―五）　六
○人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―九三―三）　六
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―二八）　六
○平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例（同九―一四二）　六

〔国会事項〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則九―一四二（平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示一八）　六

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則九―一四二（平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同一九）　六
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一九）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八〇号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。（法第一条の規定による改正後の別表第一～別表第一〇関係）

2　専門スタッフ職俸給表に四級を新設することとした。（法第二条の規定による改正後の別表第一〇関係）

3　専門スタッフ職俸給表四級である職員の昇給は、昇給の日前一年間の勤務成績が極めて良好である場合に限り行うものとすることとした。（第八条第八項関係）

4　諸手当の改定

㈠　初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定することとした。（第一〇条の四第一項関係）

㈡　勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の九〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九七・五）に引き上げること等とした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の七第二項及び附則第一一項関係）

㈢　扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を六、五〇〇円に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を一万円に引き上げること等とした。（第一一条及び第一一条の二関係）

㈣　勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の八五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九二・五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一〇五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九二・五）に引き下げること等とした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の七第二項及び附則第一一項関係）